

福岡県内に宿泊される皆さまへ

宿泊税

のご案内

2020年4月1日～

敬告在福岡県内住宿的各位游客

住宿税指南

2020年4月1日～

FUKUOKA



Accommodation
TAX

숙박세
住宿税
住宿稅

April 1, 2020 START

福岡県全体の観光の魅力を高め、旅行者の皆さまの満足度向上を図るための施策に活用します。

住宿税将被用于为提高福岡县的整体观光魅力、提升游客的满意度而实施的各项措施。

地域の自然・歴史・文化などを活かした魅力溢れる観光地づくりを推進します。

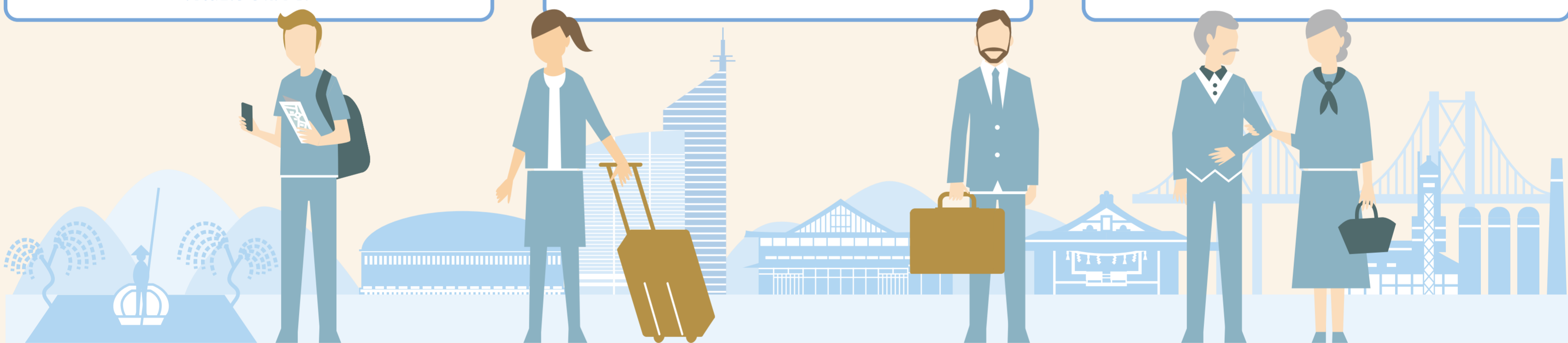
推动打造体现地域的自然、历史、文化等特色的充满魅力的观光地。

旅行者が快適に滞在できる施設の整備(バリアフリー化など)を推進します。

推动完善能让游客舒适入住的设施(无障碍设施等)。

宿泊施設や飲食店の多言語化を推進します。

推动住宿设施及餐饮店的多语言化。



支払い方法

宿泊された宿泊施設へお支払いください。(住宅宿泊仲業者や旅行者へ宿泊税を支払われた方は、宿泊施設へのお支払いは不要です。)

支付方式

请在您下榻的住宿设施支付住宿税。(已经向住宅住宿中介或旅行者支付了住宿税的游客，不用再向住宿设施支付。)

宿泊者1人1泊につき **200円**

※福岡市内にお泊りの方は、20,000円以上の場合500円。

住宿者每人每晚 **200日元**

※在福岡市内住宿的游客，如超过20000日元则需支付500日元。



福岡県

Fukuoka Prefecture

【お問合せ】

福岡県総務部税務課間税係
福岡県福岡市博多区東公園7番7号
TEL / 092-643-3065 FAX / 092-643-3069
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syukuhakuzei.html>



※1 ここでいう宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれにかかるサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。
※2 北九州市内に宿泊する場合の税率の内訳は、県税50円、市税150円となります。
※3 福岡市内に宿泊する場合の税率の内訳は、県税50円、市税150円又は450円となります。